

みなかみ町に公共物の境界確定を申請される方々へ

道路・公共物の境界確定については反対側の地権者の立会が必要です。

これまでの境界確定申請は、国土調査実施等による公図の整備が整っている箇所については、申請地の道路反対側の立会は省略してきたところですが、国土調査や土地改良事業の実施年度によっては、平板測量による処分登記がなされていることから、現地と備え付けの公図との若干の差異がある場合があります。

また、町の管理方針として、公共物の公図幅を確保することを原則としていますので、片側のみの確定を行った際に、道路を挟んだ反対側の官民境界が実質決まってしまうことになり、結果として申請地の公共物向側の地権者が不利益を被る等、トラブルの原因となる可能性があります。

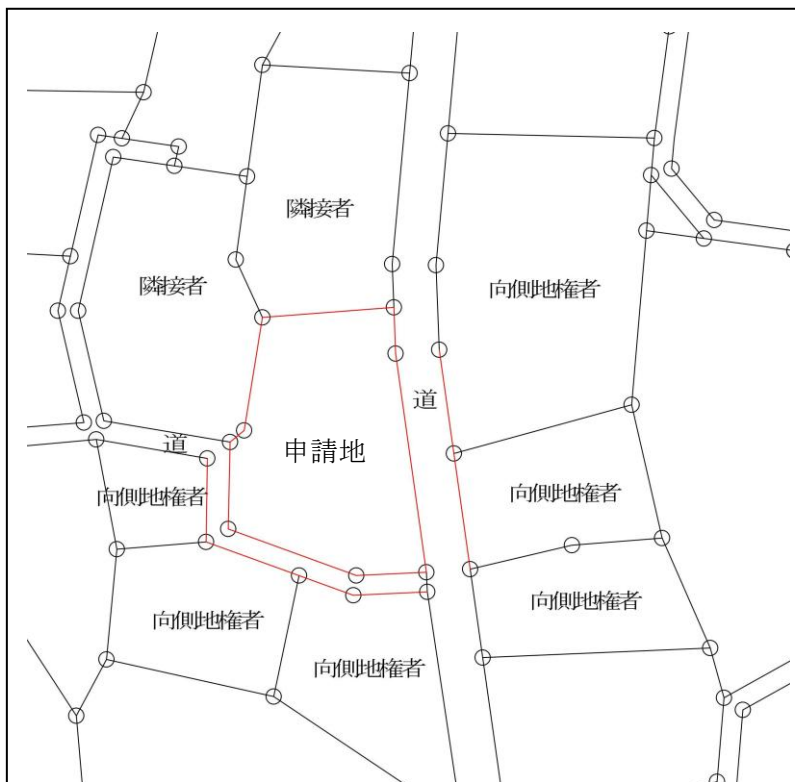
これを鑑みて、平成25年4月1日以降の申請につきましては、例外を除き、公共物反対側の官民境界まで確定できるよう調整をお願いします。申請者の方々には、今まで以上のご負担をおかけすることになると思いますが、ご協力をお願いいたします。

○反対側地権者の立会を要しない場合について

下に該当する場合は、反対側の地権者の立会を省略できるものとします。

- ・ 反対側の土地がすでに境界確定を実施済である場合。
- ・ 道路の公図幅が4 m以上ある場合。
- ・ 公共物に面している、国土調査等の杭が残っている場合。
- ・ 境界点復元の結果、現況と一致している場合

○反対側の官民境界を確定する範囲



図のような申請地があった場合、朱線で示した部分を、確定するようにお願いします。

公共物を除いて隣地境界を確定するのと取り扱いは同様となります。

※本内容はみなかみ町役場地域整備課に申請を出した時の場合の適用とします。

みなかみ町役場地域整備課

用地・管理係

TEL : 0278-25-5020